

薬生食輸発1212第1号
令和4年12月12日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめの登録リストの変更)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和4年12月7日付け薬生食輸発1207第1号)により通知したところである。

今般、韓国政府から、ひらめの養殖場等の新たな登録リストが提出されたことから、同通知の別表16について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく願います。